

グローバル知財戦略フォーラム
(B2) オープン&クローズ戦略のための営業秘密管理・活用策

秘密情報の保護ハンドブック と実務対応

2016年1月25日

西村あさひ法律事務所

弁護士 島田まどか



企業の秘密情報の漏洩防止策

「営業秘密管理指針」の役割の変更



産業構造審議会「営業秘密の保護・活用に関する小委員会」の取りまとめにおいて、営業秘密管理指針の水準を超えて、**情報漏えいを可及的に防止するための包括的対策**は、別途「営業秘密保護マニュアル」(仮称)としてまとめることとなった



「秘密情報の保護ハンドブック～企業価値向上に向けて～」
として経済産業省にて作成



秘密情報の保護ハンドブック

秘密情報の保護に関する「ベスト・プラクティス」として

- 秘密情報の漏洩防止のための具体的方策
- 漏洩事件が起こったときにとるべき対応
- 各種相談窓口や作成する文書のひな型などを解説するもの

対象: 企業が持つ秘密情報一般(必ずしも不正競争防止法上の「営業秘密」に限定されない)

「営業秘密管理指針」の解釈指針ではないことに注意

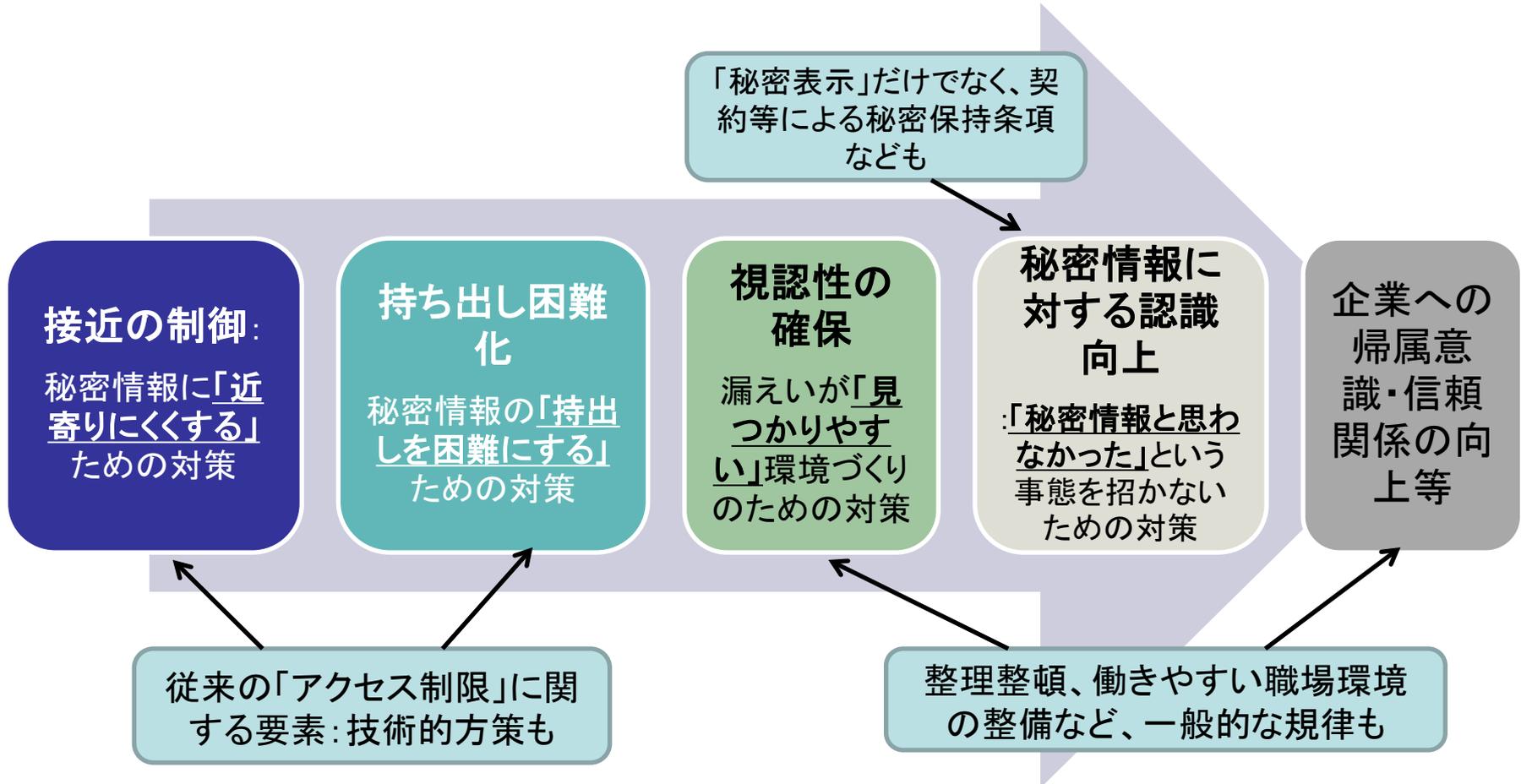
【検討経緯】

平成27年 1月	『営業秘密管理指針』全部改訂
7月	改正不正競争防止法成立(平成28年1月1日施行)
9月	「企業の機密情報の管理手法等に係るマニュアルの策定に向けた研究会」
12月	産構審「営業秘密の保護・活用に関する小委員会」 パブリックコメント
平成28年 1月	策定・公表(予定)



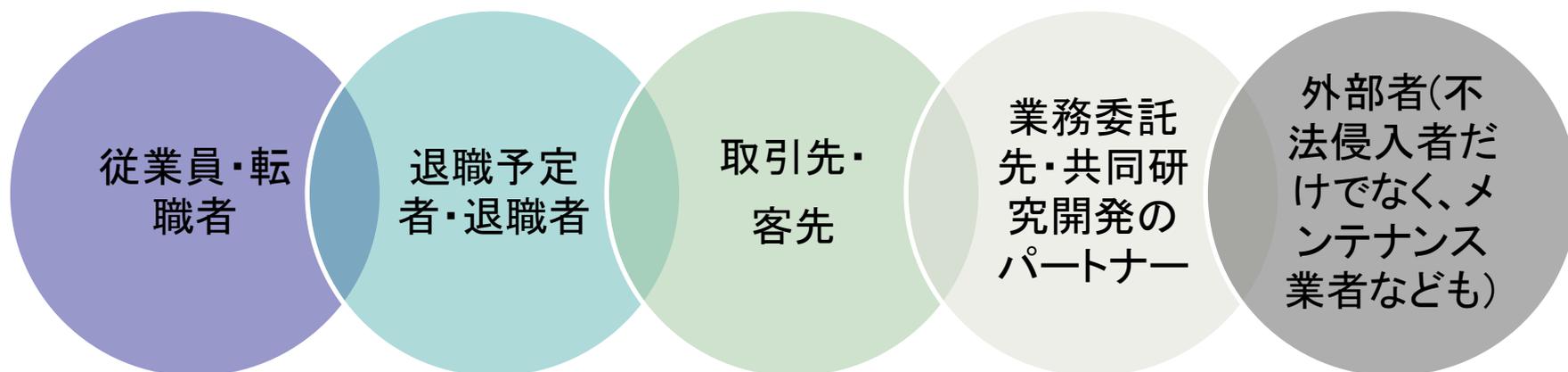
秘密情報保護ハンドブック

5つの「対策の目的」





対象となる人の区分





秘密情報を守るためのステップ

保有する情報の洗い出し

- ・ ノウハウの「見える化」
- ・ 社内資料の整理と分類
- ・ 工場の設備や製品などもノウハウ

秘密とする情報の決定

- ・ 管理と活用のバランス
- ・ 管理コストの検討
- ・ 漏洩したときのインパクトの考慮

情報に応じた対策の選択とルール化

- ・ アクセス権の設定
- ・ マル秘表示
- ・ インターネット接続とサイバーセキュリティ
- ・ 持ち出し困難化など



その他のポイント

他社の秘密情報の保護

- ・ 自社情報の独自性の立証
- ・ 他社の秘密情報の侵害の防止: 転職者の受け入れ、共同研究開発、売り込み等
- ・ 営業秘密侵害品に係る紛争の未然防止

情報漏洩が起きたときの対策

- ・ 兆候の把握及びその確認
- ・ 初動対応
- ・ 責任追及
- ・ 証拠の保全と収集

秘密情報の管理に関する社内体制

- ・ 経営層の関与
- ・ 部門横断的な組織
- ・ 各部門間の機能的な分担



ハンドブックの構成

(2015年12月18日パブリックコメント版)

第1章 目的及び全体構成

第2章 保有する情報の把握・評価、秘密情報の決定

2-1 企業が保有する情報の評価

2-2 秘密情報の決定

第3章 秘密情報の分類、情報漏えい対策の選択及びそのルール化

3-1 秘密情報の分類

3-2 分類に応じた情報漏えい対策の選択

3-3 秘密情報の取扱い方法等に関するルール化

3-4 具体的な情報漏えい対策例

第4章 秘密情報の管理に係る社内体制のあり方

4-1 社内体制構築に当たっての基本的な考え方

4-2 各部門の役割分担の例

第5章 他社の秘密情報に係る紛争への備え

5-1 自社情報の独自性の立証

5-2 他社の秘密情報の意図しない侵害の防止

5-3 営業秘密侵害品に係る紛争の未然防止

第6章 漏えい事案への対応

6-1 漏えいの兆候の把握及び疑いの確認方法

6-2 初動対応

6-3 責任追及

6-4 証拠の保全・収集



実務上の対応 例えば・・・

保有する情報の洗い出し・秘密とする情報の決定についてどうするのか？

- ・ 情報の棚卸し: 何を「秘密」として守っていくのか
- ・ **オープンイノベーションの中でも、本当に守っていくべきもの＝競争力の源泉となるものは何か？**
- ・ 可用性と秘密性のバランス
- ・ メリハリのついた「情報の活用」とは？

他社の秘密情報を侵害しないようにするにはどうするのか？

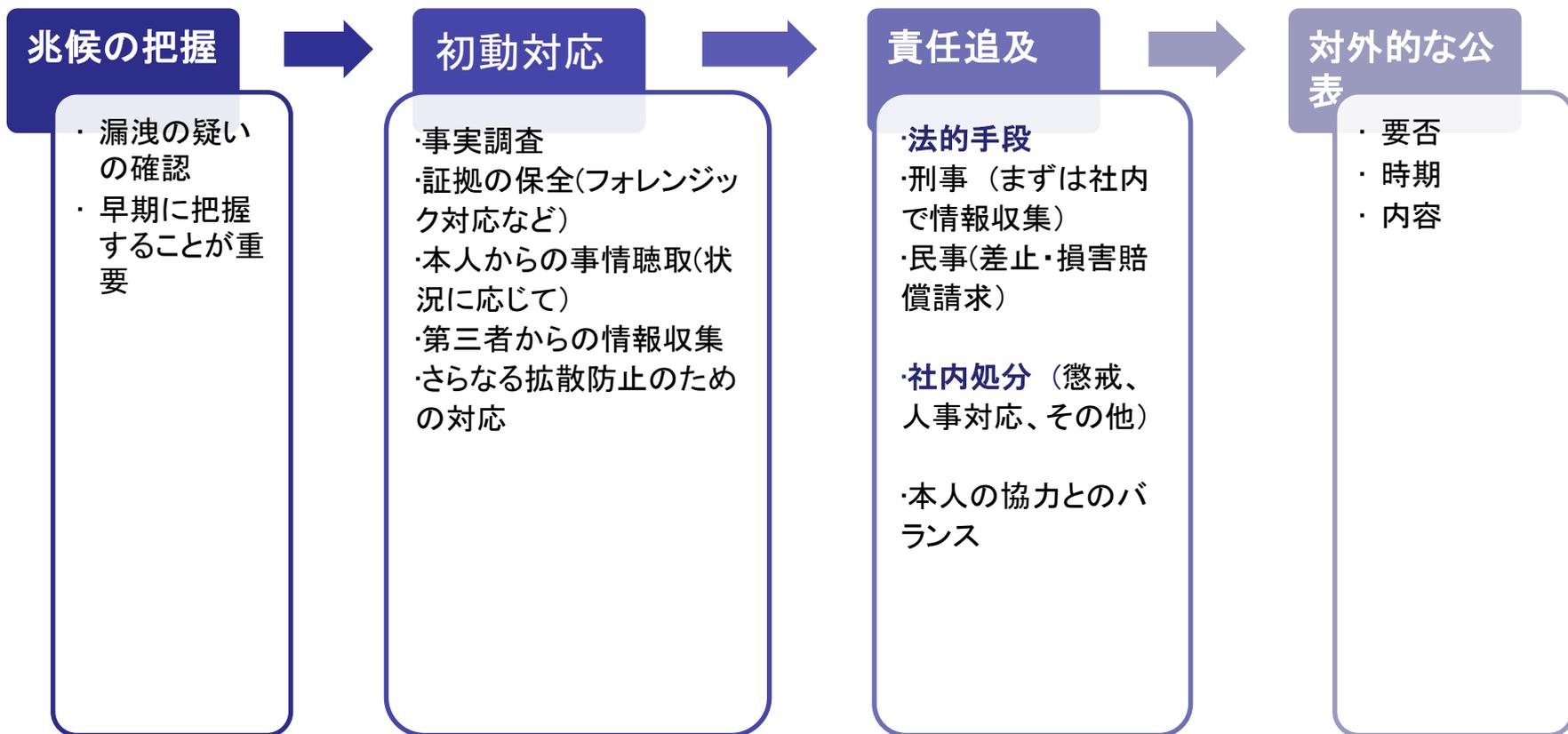
- ・ 不正競争防止法の改正による不正使用の推定規定の導入: 逆に働くおそれも
- ・ 自社の技術の独自性の立証: 記録やタイムスタンプ
- ・ 転職者の受け入れや業務委託の際に守るべきこと

自社の秘密情報を他社に吸い取られないようにするためには？

- ・ ノウハウの「見える化」・意識化
- ・ 秘密保持契約等の整備



情報漏洩が起きたら？





ご清聴ありがとうございました。

西村あさひ法律事務所 弁護士

島田 まどか

電話 03-5562-8941

ファックス 03-5561-9711

電子メール m_shimada@jurists.co.jp